報　道　発　表

平成29年3月3日
財　　務　　省

知的財産侵害物品の輸入差止件数が10年連続で2万件超え

（平成28年の税関における知的財産侵害物品の差止状況）

財務省は、平成28年の全国の税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数が引き続き高水準

○　輸入差止件数は26,034件で、10年連続で2万件（5年連続で2.5万件）を超えました。

仕出国（地域）別：中国来の輸入差止件数が7年連続で9割超

○　仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の91.9%（23,916件）を占めました。

知的財産別：インクカートリッジなどの特許権侵害物品の輸入差止点数が大幅に増加

○　知的財産別では、偽ブランド品などの商標権侵害物品が輸入差止件数、輸入差止点数ともに最多ですが、プリンタ用インクカートリッジなどの特許権侵害物品の輸入差止点数が185,781点（前年は932点）となり、大幅に増加しました。

品目別：インクカートリッジなどのコンピュータ製品の輸入差止点数が大幅増加
健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品が引き続き散見

○　品目別に見ると、プリンタ用インクカートリッジなどのコンピュータ製品の輸入差止点数が前年に比べて約19倍（195,152点）となり、大幅に増加しました。

○　使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある、医薬品、自動車用ブレーキキャリパーカバーなどの自動車付属品や、電気製品、美容用品などの知的財産侵害物品の輸入差止めが、引き続き散見されています。

（注）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

【問い合わせ先】
財務省関税局業務課 知的財産調査室
代表 :03-3581-4111（内線）5398、5572